

就職氷河期世代支援に関する 関係府省の主な取組について

内閣府の主な取組

【地域における先進的・積極的な取組への支援】

地域の創意工夫を活かし、就職氷河期世代の方々の就労や社会参加の取組を支援する自治体に対する交付金制度「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」を令和元年度補正予算において創設（予算額30億円）。

[取組状況]

第1次分として、令和2年3月31日及び4月1日に、43自治体60事業を交付決定（交付金額7.8億円）。取組事例についてHPで公表。

https://www5.cao.go.jp/keizai1/c_hyogaki/jirei.pdf

[今後の取組]

令和2年7月に、第2次分の交付決定を予定。
第2次分の交付決定後速やかに、第3次分の事前相談を開始。

【ポスト青年期を過ぎようとしている者への対応に関する講習の開催支援】

[取組状況]

令和2年度子ども・若者総合相談センター強化推進事業の実施通知を発出し、事業の実施地域となる自治体において、実施計画を策定中。

[今後の取組]

実施計画に基づき、事業の実施地域における講習の開催を支援。

【「地域女性活躍推進交付金」による支援】

学び直しやキャリア形成の支援、企業の取組の促進など、女性活躍の取組や、様々な課題・困難を抱える女性に寄り添いながら就労等につなげる支援等、関係団体と連携して地域の実情に応じて地方自治体が行う取組を支援

[取組状況]

- ・令和2年3月に公募・採択決定、同年4月に交付決定済
- ・令和2年4月以降、地方自治体が採択事業を実施

[今後の取組]

新型コロナウイルス問題に起因して、当初事業を中止・変更せざるを得ない場合においても、オンラインの活用等による効果的な事業の実施に引き続き支援を行う

【子ども・若者総合相談センター機能高度化のための会合実施】

[取組状況]

子ども・若者総合相談センターの職員を対象として、令和元年12月9日から同月11日までの3日間にわたり実施し、センターとして有用なノウハウ等（ポスト青年期を過ぎようとしている者への有効な支援策等）を共有。

[今後の取組]

引き続きセンターとして有用な支援策等について協議し、発展させるため、今年度においても会合を実施。

厚生労働省の主な取組

(令和2年度予算額/令和元年度補正予算額)

施策・事業名等

取組状況

今後の取組

不安定な就労状態にある方（不本意非正規）向けの支援策

一人一人に寄り添ったきめ細かな就職支援等

- ・ 民間事業者のノウハウを活かした就職支援（13億円/-）
- ・ ハローワークに専門窓口を設置し、チーム制による伴走型支援（15億円/0.7億円）

- ・ 民間事業者のノウハウを活かした就職支援については、不安定就労者の多い地域（全国16の都道府県労働局）において教育訓練、職場実習等を実施することとしており、安定就労の実現を目指す。
- ・ ハローワークの専門窓口（全国79箇所を設置）においてチーム制による伴走型支援を引き続き実施する。

職業訓練等の整備

- ・ 求職者支援訓練の訓練期間等の下限の緩和（62億円の内数/制度改正）
- ・ 人材開発支援助成金の要件緩和（105億円の内数/制度改正）
- ・ 業界団体等による短期間での資格取得・正社員就職の支援（35億円/-）

- ・ 業界団体等による短期間での資格取得・正社員就職の支援について、事業を実施する業界団体等（全国11団体）において準備を進めており、今夏から今秋にかけて順次、訓練を開講し、安定就労につながる資格等の習得促進を目指す。

助成金による雇い入れ・待遇改善の促進

- ・ トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の拡充（12億円の内数/制度改正）
- ・ 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の創設（13億円/制度改正）

- ・ トライアル雇用助成金の拡充内容や特定求職者雇用開発助成金の新コースの設立について、求人受理や求人開拓の各機会を活用し、周知広報に取り組む。

長期にわたり無業の状態にある方向けの支援策

職業的自立を促すための丁寧な相談支援の実施

- ・ 地域若者サポートステーション（サポステ）において、支援対象を49歳にまで拡大し、就職氷河期世代の無業者向け相談体制を整備（53億円の内数/-）
- ・ サポステから福祉機関等へのアウトリーチ型支援（出張支援）を実施。（53億円の内数/-）

- ・ 全国177カ所のサポステにおいて、就職氷河期世代の無業者に対する職業的自立に向けた支援を引き続き展開（新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえつつ）。

厚生労働省の主な取組

施策・事業名等

取組状況

今後の取組

社会参加に向けた支援を必要とする方（ひきこもり）向けの支援策

ひきこもりの実態把握への支援

・市町村におけるひきこもりサポート事業強化（12億円/4.5億円）

・市町村におけるひきこもりサポート事業により支援対象者の実態やニーズの把握を進める。（市町村における取組の状況について、調査予定）

社会参加を促すための丁寧な相談事業の実施

・技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進（2億円/12億円）
・アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化（32億円/-）
・就労準備支援事業等の広域実施による実施体制の整備促進（6億円/-）

・訓練期間中の生計維持のための貸付を実施していく。
・福祉事務所設置自治体の少なくとも半数にアウトリーチ支援員を配置し、自立支援等の強化を進める。
・市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考として30か所程度でモデル的に実施する。

厚生労働省の主な取組

施策・事業名等

取組状況

今後の取組

社会参加を促すための丁寧な相談事業の実施

- ・ 「ひきこもり地域支援センター」と自立相談支援機関の連携強化（12億円（再掲）/-）
- ・ 居場所づくりの促進（12億円（再掲）/-）
- ・ ひきこもり支援に携わる人材等の養成研修の推進（1.2億円/-）
- ・ 農業分野等との連携（1億円/-）

- ・ ひきこもり地域支援センターにおける多職種チームの設置を促進する。
- ・ 市町村における居場所づくり等の実施を促進する（ひきこもりサポート事業実施自治体数：令和元年度 81自治体 → 令和2年度 100程度の自治体での実施を予定）。
- ・ 自立相談支援機関の支援員向けに支援手法に関する研修等を実施予定。
- ・ 農業分野等とのマッチング支援事業を全国5カ所程度でモデル的に実施予定。

家族も含めた支援の実施

- ・ 8050問題等の世帯単位の複合的な課題への支援（断らない相談等）（487億円の内数/-）

- ・ 令和元年度は208自治体で包括的な支援体制構築を支援するモデル事業を実施。令和2年度は250程度の自治体で包括的な支援体制構築を支援するモデル事業を実施予定（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正法が成立（令和2年6月5日））。

都道府県・市町村プラットフォームの開催

支援の実効性を高めるための関係者から構成される会議体（プラットフォーム）の設置

- ・ 地方レベル（都道府県・市町村）におけるプラットフォームの形成。今年度（令和2年4月以降）全国展開を予定。（5.5億円）

- ・ 引き続き地方レベルにおけるプラットフォームの全国展開を予定（新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ）。
- ・ 都道府県プラットフォームは16府県に設置し、このうち、先行実施の4府県については事業計画も策定済み。未設置の地域のうち、29都道府県において開催時期の見通しが立っている（令和2年6月17日時点）。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求められることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中で、以下のような課題がある。(※)一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が地域から孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ・ 従来の属性別の支援体制では、対応が困難。
 - ・ 属性を超えた相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築を行う動きがあるが、各制度毎の国庫補助金の制度間流用にならないようにするための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、市町村が包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みを創設することが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。**
 - ― 事業実施の際には、I～IIIの支援は全て必須
 - ― 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、**交付金を交付する。**

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・ 属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・ 多機関の協働をコーディネート
- ・ アウトリーチも実施

II 参加支援

・ 既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応
(既存の地域資源の活用方法の拡充)

※ 既存の取組で対応できる部分は、既存の取組を活用

(狭間のニーズへの
対応の具体例)

就労支援

見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない
ひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

- ・ 世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所の確保
- ・ 交流・参加・学びの機会を生み出すためのコーディネート

※ これまで結びつきのなかった人と人が
つながり、新たな参加の場が生まれ、地域の活動が高まる。

I～IIIを通じ、
継続的な伴走
支援を実施

相談支援にかかる一体的実施のイメージ

- 高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度における関連事業に係る補助について、一体的な執行を行うことができる仕組みとする。

現行の仕組み

高齢分野の相談

障害分野の相談

子ども分野の相談

生活困窮分野の相談

相談支援

属性や
世代を
問わない
相談

総務省の主な取組

【地方公務員の中途採用の促進】

【取組状況】

- 地方公共団体の取組を推進するため、大臣書簡・通知による要請
- 総務省HPに就職氷河期世代採用を行う団体の試験情報を掲示

【今後の取組】

- 地方公共団体の今後の採用予定の状況や好事例を把握し、全国に情報提供しながら引き続き要請を実施

【ふるさとワーキングホリデー】

【取組状況】

- 都市部の人たちが一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、住民との交流等を通じて地域での暮らしを体感する取組を支援

【今後の取組】

- 就職氷河期世代の社会人の将来的な移住や地方での雇用機会の創出を推進するため、ワーキングホリデーへの社会人参加を促進する取組を支援（※）

【ローカル10,000プロジェクト】

【取組状況】

- 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援

【今後の取組】

- 更なる展開を図るため、引き続き、国の重要施策と連動した事業を重点支援

【テレワークの普及展開推進事業】

【取組状況】

- 「テレワーク・デイズ」等による周知啓発、先進事例の収集及び表彰、セミナーの開催、専門家派遣等を実施

【今後の取組】

- 地域や中小企業等での導入促進に向け、中小企業支援団体と連携した「テレワーク・サポートネットワーク」の整備等を実施

【地域おこし協力隊】

【取組状況】

- 隊員の拡充に向けて、制度周知に努めたほか、隊員・地方公共団体職員双方への研修を実施

【今後の取組】

- 今年度も隊員向けの各種研修を実施するとともに、任期終了後も見据えた支援を実施（※）

【移住・交流情報ガーデン】

【取組状況】

- 地方への移住、地域おこし協力隊への参加等に関する相談に対応し、情報提供を実施

【今後の取組】

- 利用者のニーズに応じて、地方公共団体の窓口につなぐほか、関係省庁と連携し、しごと情報や就農支援状況を提供するなど、総合的な移住・交流の場として、情報提供を実施（※）

【就職氷河期世代を対象とした教職に関するリカレント教育プログラム事業】

[取組状況]

- 令和2年4月に8大学を採択し、事業の実施に向けて準備中。

(採択大学)

北海道教育大学、東京学芸大学、滋賀大学、兵庫教育大学、香川大学、愛媛大学、昭和女子大学、佛教大学

[今後の取組]

- 委託先である各大学においてリカレント教育プログラムの開発を開始し、受講者の募集、広報、プログラムの実施を行う。

(実施予定のプログラムの内容例)

● 兵庫教育大学

免許状が休眠状態にある就職氷河期世代を対象として、『オンライン型免許状更新講習』を開設する。あわせて、教員採用試験合格のみならず、学校現場で質の高い正規教員等として勤務するために必要となる知識・技能を身に付けるための『教員採用試験サポート講習』についても開設する(オンライン(一部対面方式))。

● 愛媛大学

幼稚園又は中学校教諭の免許状を有するものの正規採用に至らなかった就職氷河期世代の教員(常勤及び非常勤)を対象に、小学校教諭の免許状取得に必要な単位を取得できるオンライン型講習(免許法認定通信教育)及び小学校教育において求められる実践力を向上させる対面式講習を開設する。

【社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究】

[取組状況]

- 学び直しの情報ポータルサイト「マナパス」の整備・充実、実践研究及びイベント等を通じ、社会人と学びの接点を創出。
 - * 令和元年5月に試行版が開設し、本年度より正式に運用開始。
 - * 令和2年2月末時点で4,352講座を掲載。
 - * アクセス数は1年間で約12万5000件。(令和元年6月1日～令和2年5月31日)

[今後の取組]

- ポータルサイトの機能の改善や、社会人の多様なニーズに応じたコンテンツの充実、周知の強化等により、社会人の学びの意欲を喚起し、情報に効果的・効率的にアクセスすることができるよう取組を進める。

【女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業】

[取組状況]

- 令和2年5月に4機関を採択し、事業の実施に向けて準備を行った。

(採択機関)
山梨大学、京都女子大学、福岡女子大学、(公)せんだい男女共同参画財団

[今後の取組]

- 契約締結後は、キャリアアップ・キャリアチェンジ等に向けた意識醸成・情報提供、相談体制の整備、学習プログラムの設計、フォロー等を総合的に支援するモデルの開発を行う。

農林水産省の主な取組

【新規就農支援緊急対策事業】

(令和元年度補正予算) 38億円の内数

- ① 就職氷河期世代の就農を後押しするため、研修期間に必要な資金を交付
- ② 農業大学校等におけるリカレント教育や新規就農向けの研修施設の整備等を支援

【取組状況】

- ① これまで道府県の要望に応じ予算を配分。順次研修生を採択し、研修開始予定
- ② 要望のあった道県に予算を配分。農業協同組合、農業大学校において研修に必要な研修宿泊施設や園芸関連施設の整備に着手

【今後の取組】

- ① 引き続き、都道府県の要望に基づき就職氷河期世代の研修期間に必要な資金を交付
- ② 引き続き、都道府県の要望に基づき研修施設等の整備を支援

【「緑の雇用」新規就業者育成推進事業】

(令和元年度補正・令和2年度当初予算) 44億円の内数

林業への就業を促進するため就業ガイダンスの開催やトライアル雇用の実施、新規就業者を育成するための研修を支援

【取組状況】

公募により事業実施主体を決定し事業に着手

【今後の取組】

就業ガイダンスについては今後大都市等で開催予定
林業へのトライアル雇用や新規就業者に対する研修については順次研修生を決定し開始する予定

【漁業担い手確保緊急支援事業】

(令和元年度補正予算) 1億円の内数

- ① 通信教育等の学習プログラムを通じた夜間・休日の受講を支援
- ② 漁業学校等で学ぶ者に就業準備資金を交付するとともに、漁業現場での長期研修を支援

【取組状況】

- ① 漁業学校等における通信教育等の学習プログラムの整備開始
- ② 都道府県及び全国の漁業学校等の要望に応じて予算を配分し、順次研修を開始予定

【今後の取組】

- ① 引き続き、学習プログラムの整備及び受講を支援
- ② 漁業学校等での修学や漁業現場での長期研修を支援

【農山漁村振興交付金】

(令和2年度当初予算) 98(98)億円の内数

- ① 農業法人や社会福祉法人等が行う生産技術、加工技術を習得するための研修等を支援
- ② 就職氷河期世代等を対象に農作業研修及びコミュニティ体験研修の実施を支援

【取組状況】

- ① 研修等の実施を要望する農業法人や社会福祉法人等を公募。現在、採択候補者を審査中
- ② 研修等の実施主体となるNPO法人や民間企業等を公募。現在、採択候補者を審査中

【今後の取組】

- ① 引き続き、障害者や生活困窮者の農業分野における雇用及び就労の促進に向け支援
- ② 就職氷河期世代等にとって就農が選択肢となるよう農村体験研修の実施を支援

経済産業省の主な取組

中小企業・小規模事業者人材対策事業

[取組状況]

中小企業における人手不足への対応事例を公表。

また、中小企業の多様な人材確保のマッチング支援の実施に向けて取り組んでいる。

[今後の取組]

中小企業が多様な人材を確保・活用できるよう、各地方経済産業局において、マッチング支援などに取り組む。

学びと社会の連携促進事業

[取組状況]

社会人等を対象に、主体的に社会課題解決に取り組む人材教育プログラムやオンラインコンテンツのプログラムを開発している。

[今後の取組]

社会人等対象の人材育成プログラムのコンセプトの整理・発信や、オンラインコンテンツのプログラム開発や調査などを継続的に取り組む。

サイバー・フィジカル・セキュリティ対策促進事業費

[取組状況]

検証事業者によるIoT機器等のハイレベルな検証を通じ、信頼できる事業者を確認する仕組みや機器ごとの効果的な検証手法等の考え方を手引き化している。

[今後の取組]

手引きの充実に向け、これまでと異なる機器を対象に検証事業者によるハイレベルな検証を継続するとともに、将来的に検証事業に活用し得る技術に関する調査などを実施する。

国土交通省の主な取組

建設業

【建設技能者のスキル向上のための特別講習】

【取組状況】

就職氷河期世代を含めた多様な世代の建設技能のスキル向上を図る特別講習の実施内容等について検討。(令和2年5月末時点の建設キャリアアップシステムへの建設技能者の加入数：264,442人)

【令和2年度の取組】

令和2年の秋以降、計50回、約15,000人の建設技能者を対象に、特別講習（WEB講習の実施。状況に応じて対面式セミナーを検討）を実施予定。



web講習のイメージ

(新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて実施)

- ・技能のレベルに応じた講習
- ・職種に対応した講習等



自動車整備業

【自動車整備業における人材の確保・育成】

【取組状況】

令和元年11月に、宮城県で、約120人の経営者を対象に、多様な働き方を可能とする労働条件の整備等をテーマとした「人材確保セミナー」を開催。

【令和2年度の取組】

引き続き、全国1箇所以上で、「人材確保セミナー」を開催予定。就職氷河期世代を含む未経験・無資格者の採用及び採用後の資格取得のための教育制度の促進、地域の事業者間連携による好取組事例の収集・展開等を図る予定。



造船・船用工業、内航海運業

【造船・船用工業及び内航海運業における人材の確保・育成】

【取組状況】

(造船・船用工業) 令和元年度には、地方運輸局の主催する地方協議会等を全国で8回開催し、造船研修技能センターを活用した就職氷河期世代の受入れの環境整備について検討。

(内航海運業) 令和元年度には、就職氷河期世代を含む船員未経験者の育成に協力する事業者に対する助成を実施するとともに、(独)海技教育機構「海技大学校」「海上技術短期大学校」にて実施するリカレント訓練の周知活動を、全国11箇所以上で実施。

【令和2年度の取組】

(造船・船用工業) 引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を十分行いつつ、全国で地方協議会等を開催し、就職氷河期世代の受入環境整備を図る
(内航海運業) 引き続き、全国でリカレント教育の周知活動等を実施



宿泊業

【地域における観光産業の実務人材確保・育成事業】

【取組状況】

令和元年度は、全国3地域における女性・シニア及び就職氷河期世代を対象に含む人材確保・定着に向けた取り組みに対し、費用面・ノウハウ面から支援。

【令和2年度の取組】

今後は、新たに採択された地域において調整を重ねた上で、具体的な事業内容を決定予定。

(事業例) 旅館実務の基礎知識や地域の特色についての座学、施設の就業体験等

